

平成30年度警視庁警察行政職員・東京消防庁職員・看護師助産師 採用試験（選考）  
 権限委任及び実施計画等申請議案 説明資料

議案番号	第62号議案	第63号議案
項目	警視庁警察行政職員（行政系）	警視庁警察行政職員Ⅰ類（通訳等）
1 試験等区分及び採用予定者数	Ⅰ類事務 15名（－65） Ⅰ類土木 1名（＋1） Ⅰ類建築 5名（＋3） Ⅰ類機械 4名（＋2） Ⅰ類電気 7名（－3） Ⅰ類心理 1名（－2） Ⅲ類事務 5名（－25） Ⅲ類電気 5名（±0） 計 43名 ※（ ）は対前年度増減数	通訳（英語） 1名（＋1） 通訳（中国語） 1名（±0） 鑑識技術（化学） 1名（±0） 運転免許試験 1名（＋1） 交通技術 5名（－1） 計 9名 ※（ ）は対前年度増減数
2 試験日	Ⅰ類1次 5月6日（日） Ⅰ類2次 6月9日（土） Ⅲ類1次 9月9日（日） Ⅲ類2次 10月13日（土） ※1次試験の日程は都と同じ	1次 5月6日（日） 2次 6月9日（土） ※1次試験の日程は都と同じ
3 試験場所（予定）	警視庁警察学校	警視庁警察学校
4 受験資格	Ⅰ類：22歳以上30歳未満 Ⅲ類：18歳以上22歳未満	大卒（見込）者で40歳未満の人 ※運転免許試験は、40歳未満で運転技能・道路交通法令等に関する高度な知識を有する人
5 試験等方法	1次 教養試験 専門試験 論（作）文 2次 口述試験（個別面接） 身体検査 適性検査 ※Ⅲ類の専門試験は電気のみ	1次 教養試験 専門試験 論文 2次 口述試験（個別面接） 身体検査 適性検査
6 その他	警視庁職員が、同一職種の採用試験を受験する場合は、身体検査及び適性検査は免除	

平成30年度警視庁警察行政職員・東京消防庁職員・看護師助産師 採用試験（選考）  
 権限委任及び実施計画等申請議案 説明資料

議案番号	第64号議案	第65号議案
項目	警視庁警察行政職員障害者Ⅲ類	東京消防庁職員（行政系）
1 試験等区分及び採用予定者数	Ⅲ類事務 5名（+2） ※（ ）は対前年度増減数	I類事務 2名（±0） Ⅲ類事務 2名（±0） ※（ ）は対前年度増減数
2 試験日	1次 9月9日（日） 2次 10月13日（土） ※1次試験の日程は都と同じ	I類1次 5月6日（日） I類2次 6月22日（金） Ⅲ類1次 9月9日（日） Ⅲ類2次 10月16日（火） ※1次試験の日程は都と同じ
3 試験場所（予定）	警視庁警察学校	東京消防庁消防学校等
4 受験資格	18歳以上40歳未満で、以下のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳の交付を受けている人</li> <li>・療育手帳の交付を受けている人</li> <li>・児童相談所等で知的障害者であると判定された人</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人</li> </ul>	I類：22歳以上30歳未満 Ⅲ類：18歳以上22歳未満
5 試験等方法	1次 教養試験 作文 2次 口述試験（個別面接） 身体検査	1次 教養試験 専門試験（I類のみ） 論（作）文 適性検査（Ⅲ類のみ） 2次 口述試験（個別面接） 身体検査 適性検査（I類のみ）
6 その他		東京消防庁職員が採用試験を受験する場合は、身体検査及び適性検査は免除

平成30年度警視庁警察行政職員・東京消防庁職員・看護師助産師 採用試験（選考）  
権限委任及び実施計画等申請議案 説明資料

議案番号	第66号議案	第67号議案
項目	東京消防庁職員障害者Ⅲ類	看護師・助産師
1 試験等区分及び採用予定者数	Ⅲ類事務 1名（－1） ※（）は対前年度増減数	看護師・助産師 実施の都度、任命権者において算定した需要数に基づき決定
2 試験日	1次 9月9日（日） 2次 10月16日（火） ※1次試験の日程は都と同じ	年複数回実施
3 試験場所（予定）	東京消防庁本部庁舎等	都内ほか
4 受験資格	18歳以上40歳未満で、以下のいずれかに該当 ・身体障害者手帳の交付を受けている人 ・療育手帳の交付を受けている人 ・児童相談所等で知的障害者であると判定された人 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	免許取得見込者：45歳未満 免許取得者：60歳未満
5 試験等方法	1次 教養試験 作文 2次 口述試験（個別面接） 身体検査	【免許取得見込者】 筆記 口述試験 【免許取得者】 書類選考 筆記 口述試験
6 その他		病院経営本部・福祉保健局

## <参考>

### 職員の競争試験及び選考の委任に関する規則

#### 第2条（試験の委任）

東京都人事委員会は、特定の試験の全部又は一部を都の他の機関に委任することができる。

#### 第3条（試験の承認及び報告）

試験を委任された機関は、各試験ごとにその実施計画について、あらかじめ人事委員会の承認を受けなければならない。

2 前項の機関は、その試験の結果について人事委員会に報告しなければならない。

#### 第4条（選考の委任）

人事委員会は、選考を都の他の機関又は人事委員会の事務局長に委任することができる。

#### 第5条（選考の承認及び報告）

選考を委任された機関は、その選考の基準及び方法についてあらかじめ人事委員会の承認を受けなければならない。

2 前項の機関は、その選考の結果について人事委員会に報告しなければならない。